

鳥取県立美術館（仮称）整備運営事業実施方針（案）の概要

I. 特定事業の選定に関する事項

- 1 施設概要 延床面積 9,910 m²（基本計画公表時）
- 2 事業方式 BTO 方式
- 3 事業期間 事業契約締結日から 2040 年 3 月 31 日
（設計・建設期間＋維持運営期間 15 年）
- 4 事業の範囲 施設整備業務（設計、建設、工事監理）
開館準備業務（事前広報、収蔵品等移転）
維持管理業務（建築設備等保守管理、清掃、警備）
運営業務（広報・集客、ポップカルチャー企画展、利用者案内 等）
附帯業務（ミュージアムショップ、飲食施設）
任意事業
- 5 事業者の収入 ・県からのサービス対価（指定管理者への指定を想定）
・入館料、展示室等使用料
・ミュージアムショップ、飲食施設の事業収入
・任意事業等の実施に伴う収入

II. 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項

- 1 事業用地 倉吉市駄経寺町 2－3－4 外
- 2 所有者 倉吉市（建設工事着工時までに県有地となる予定）
- 3 敷地面積 約 20,000 m²

III. 民間事業者の募集及び選定に関する事項

- 1 募集及び選定方法 総合評価一般競争入札方式（WTO 政府調達協定対象）
- 2 審査会の設置 鳥取県教育委員会公募型プロポーザル方式受注者選定等審査会
- 3 事業者選定の手順等 審査員の審査前に県民参加型公開プレゼンテーションを実施
- 4 入札参加資格要件 （WTO 案件）県内企業参画を念頭に入れた資格要件を検討
- 5 特別目的会社の設立 本店の県内設置を義務付け等

IV. 事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

- 1 リスク分担
基本は事業者がリスクを負担する仕組みを想定。
※施設利用者数の変動による収入の増減に関するリスクについて更なる対話・検討が必要。
- 2 業務品質の確保
・事業者によるセルフモニタリングの実施
・県によるモニタリングの実施及び結果に対する措置

V. 事業契約又は協定の解釈について疑義が生じた場合の措置に関する事項

- ・県と事業者は誠意を持って協議する旨、紛争処理機関等

VI. 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

- ・事業契約で定める事由に応じて県及び事業者の責任で必要な措置を行う

VII. 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援等に関する事項

- ・株式会社民間資金等活用事業推進機構の出融資制度の対象事業であること

VIII. その他特定事業の実施に関し必要な対応

- ・応募等に関する費用負担、情報提供等

鳥取県立美術館（仮称）整備運営事業
実施方針（案）

平成 31 年 2 月 12 日

鳥取県

目次

I. 特定事業の選定に関する事項	1
II. 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項	9
III. 事業者の募集及び選定に関する事項	10
IV. 事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項	19
V. 事業契約又は協定の解釈について疑義が生じた場合の措置に関する事項	20
VI. 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項	21
VII. 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援等に関する事項	22
VIII. その他特定事業の実施に関し必要な事項	23
別紙1. 本事業における特定事業の構造	24
別紙2. リスク分担表（案）	25
別紙3. 利用料金の体系	29
別紙4. 事業者として付保すべき保険の条件	30

県は、鳥取県立美術館（仮称）整備運営事業（以下「本事業」という。）について、民間の資金、経営能力及び技術的能力の活用により、効率的かつ効果的に施設整備等を行うため、PFI法に基づく事業として実施することを予定している。

<定義集>

県	鳥取県をいう。
PFI 法	民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）をいう。
美術館	鳥取県立美術館（仮称）をいう。
県博	鳥取県立博物館をいう。
基本構想	鳥取県立美術館整備基本構想をいう。
基本計画	鳥取県立美術館整備基本計画をいう。
事業者	本事業の実施に際して県と事業契約を締結し、本事業を実施する者をいう。
要求水準書（案）	鳥取県立美術館（仮称）整備運営事業業務要求水準書（案）（平成●年●月公表）をいう。
入札説明書等	本事業の公募時に県が公表する書類一式で、入札説明書、要求水準書、落札者決定基準、事業契約書（案）、基本協定書（案）、様式集等をいう。
指定管理者	県議会の議決を経て県が正式に指定した、美術館の指定管理を行う者をいう。
審査会	鳥取県教育委員会公募型プロポーザル方式受注者選定等審査会（美術館整備運営事業）をいう。
入札参加者	本事業への参加を希望する 1 社または複数の法人から成る者であって、第一次提案審査書類を提出したものをいう。
落札者	入札後、審査会の意見を受けて、県が本事業の事業契約の締結を予定する者として決定した入札参加者をいう。
実施方針等	実施方針の公表の際に県が公表する書類一式で、実施方針及び添付資料をいう。
構成員	入札参加者を構成する法人で、特別目的会社に出資を行うものをいう。
協力企業	入札参加者を構成する法人で、業務の一部を特別目的会社から直接受託・請負するが、特別目的会社には出資を行わないものをいう。
応募法人	入札参加資格審査書類に明示が義務づけられている者をいう。
事業予定者	落札者であって、県と直接協定を締結したものをいう。
融資予定者	金融機関等からの融資がある場合の事業予定者をいう。
参加資格確認基準日	入札参加資格審査書類を含む第一次提案審査書類の受付締切日をいう。
機構	株式会社民間資金等活用事業推進機構をいう。

I. 特定事業の選定に関する事項

1. 特定事業の事業内容に関する事項

(1) 事業名称

鳥取県立美術館（仮称）整備運営事業

(2) 事業の対象となる公共施設の名称

鳥取県立美術館（仮称）（以下「美術館」という。）

(3) 事業の対象となる公共施設の管理者

鳥取県知事 平井 伸治

(4) 事業の目的

鳥取県立博物館（以下「県博」という。）は、県民の教育及び文化の発展に寄与するための施設として、鳥取城跡内に自然、歴史・民俗、美術の3分野を有する総合博物館として昭和47年10月に開館し、鳥取県の自然、歴史・民俗、美術等について、展示、講演、体験活動などにより、県民が楽しく学び、感動を覚えるような「魅力ある県立博物館」を目指して運営されてきた。

一方、開館から40数年が経過し、施設の老朽化による不具合や収蔵スペースの不足が顕著となってきたため、県教育委員会では、県博の現状分析や課題の洗い出し、そしてその解決方法を検討するとともに、県政参画電子アンケートの結果等を踏まえ、美術分野を新たに整備する施設（美術館）に移転するとの方針を決定し、「鳥取県美術館整備基本構想検討委員会」において、美術館を整備する場合における基本的な設置目的・理念、性格や機能、施設設備や規模、立地条件、運営体制等について議論が重ねられ、平成29年3月に基本構想が取りまとめられた。

また、基本構想を起点として美術館に必要な機能、施設設備、事業運営について具体化する基本計画の検討が行われ、「人をつくる」、「まちをつくる」、「県民がつくる」の活動が展開される「未来を『つくる』美術館」をコンセプトに掲げ、そのために必要な機能と主な事業展開、施設整備計画及び基本計画の実現に向けた取組等を盛り込んだ基本計画が、平成30年7月にまとめられたところである。

新しい美術館は、県博が蓄積した作品や人的ネットワーク等を着実に引き継ぎ、社会教育施設として、県民の宝である収集した美術作品を適切に守り次世代に伝えるとともに、そうした作品をはじめとした国内外の優れた美術作品の企画展示及び県内美術創作者等の発表機会のある場であることをはじめ、特に、次代を担う子どもたちの想像力・創造性を育むための「美術を通じた学び」の支援を目的とした「美術ラーニングセンター機能」や、県内の美術館等と連携して、県内どこでも美術館のサービスが享受できる環境づくりを特色としながら、美術館としての中心的な役割を展開していくこととしている。

さらに、来館するすべての利用者が、くつろぎや居心地のよさを感じながら幅広い「楽しみ」を享受できる場所となることやユニークベニューなど美術館の持つ特別感や鳥取県らしい情緒を味わう空間を提供することで、賑わいづくりや街づくりに貢献していくことを積極的に展開していくこととしている。

本事業は、民間活力やノウハウを活用することで、美術館の整備、維持管理及び運営を効果的・効率的に実施するとともに、地域・学校・県民との連携協働を進め、地域資源・周辺施設との連携協力による賑わいづくりや街づくりに貢献していくことで、さらなる美術館の魅力の向上を図り、「未来を『つくる』美術館」を実現することを目的として、PFI 方式により実施しようとするものである。

(5) 美術館の位置づけ

①本施設の法的位置づけ（予定）

- 鳥取県立美術館（仮称）条例により地方自治法第 244 条第 1 項に定める公の施設として設置される予定である。
- 博物館法第 10 条の規定により登録を受けた同法第 2 条に規定する博物館となる予定である。
- 文化財保護法第 53 条ただし書きに規定する公開承認施設となるのに必要な施設要件を兼ね備えた美術館整備、維持管理運営を行う方針である。

②本施設の基本的性格

基本計画における本施設のコンセプトは、「未来を『つくる』美術館」であり、いろんな「つくる」で「とっとりのアート」の「むかし」「いま」そして「みらい」をつむぐことを目指している。ここに、美術館の基本的性格は以下のとおりとなる。

- 人を「つくる」：～さまざまなひととともに成長する美術館に～
- まちを「つくる」：～まちや地域とつながり、まちとともに成長する美術館に～
- 県民が「つくる」：～県民の手による県民が身近に感じられる美術館を～

(6) 事業の内容

①施設概要

事業用地：鳥取県倉吉市駄経寺町 2-3-4 外

敷地面積：約 20,000 m²

延床面積：9,910 m²（基本計画公表時）

開館年：2024 年度中（予定）

②事業方式

本事業は、PFI 法に基づき、事業者が施設の設計及び建設を行い、県に施設の所有権を移転した後、維持管理及び運営業務を行う方式（BT0：Build-Transfer-Operate）とする。

③事業期間

本事業の事業期間は、事業契約締結日から 2040 年 3 月 31 日までとする。

④事業の範囲

事業者が行う主な業務は、以下のとおり想定している。なお、具体的な業務の内容及び詳細については、要求水準書（案）を参照すること。

i 必須事業

対象施設の運営を行う上で必要な事業を必須事業とし、以下の業務を予定している。事業区分等については、別紙 1 のとおりである。

ア 設計・建設業務

- （ア）事前調査業務及びその関連業務
- （イ）設計業務及びその関連業務に伴う各種許認可手続き等の業務
- （ウ）建設工事及びその関連業務に伴う各種申請等の業務
- （エ）工事監理業務
- （オ）備品等調達・設置業務
- （カ）補助金等申請補助業務

イ 開館準備業務

- （ア）開館までの施設の維持管理に関する業務
- （イ）事前広報・プレイベント企画運営業務
- （ウ）事務所及び収蔵品等移転に伴う支援業務
- （エ）ブランディング業務
- （オ）収蔵品等情報システムの開発業務
- （カ）展覧会準備業務

ウ 維持管理業務

- (ア) 建築物保守管理業務
- (イ) 建築設備保守管理業務
- (ウ) 施設備品等保守管理業務
- (エ) 清掃業務
- (オ) 警備業務
- (カ) 環境衛生管理業務

エ 運営業務

- (ア) 利用者対応に関する業務
 - ・ 利用者案内等に関する業務
 - ・ 施設の貸出等に関する業務
- (イ) 美術館運営事務業務
 - ・ 常設展示に関する支援業務
 - ・ 企画展示に関する支援業務
 - ・ ポップカルチャー等の企画展示
 - ・ 教育普及等に関する支援業務
- (ウ) 広報・集客に関する業務
- (エ) 館内サービスに関する業務（附帯事業）
 - ・ ミュージアムショップ運営
 - ・ 飲食施設運営
- (オ) その他運営に関する業務

なお、事業者は、事業期間中、本事業に係る業務のうち、事業契約に委託禁止業務として定められた業務を除いて、県に事前に通知した上で、第三者に委託し又は請け負わせることができる。

本事業に係る業務を行う上で事業者が遵守すべき制限・手続を含め、詳細な実施条件については、入札公告時に公表予定の要求水準書、事業契約書（案）を含む入札説明書等において定める。

ii 任意事業

事業者は、上記以外にも本事業として、以下のような事業を実施することができるものとする。事業区分等については、別紙1のとおりである。

ア 自主事業

事業者が自らの裁量で実施する、対象施設の運営に資する事業。対象施設又は対象施設用地内において、事業に係る全ての費用を事業者自らの負担で行う独立採算による事業とし、美術を通じて文化振興を図ることを目的として、関係法令を遵守し、対象施設の機能を阻害せず、公序良俗に反しない範囲で提案、実施することができる。

イ 民間提案事業（附帯事業）

事業者が自らの裁量で実施する、対象施設の利用促進・魅力向上に資する事業。対象施設又は対象施設用地以外において、事業に係る全ての費用を事業者自らの負担で行う独立採算による事業とし、必須事業の適正な実施を妨げない範囲において、県の許可を得て、実施することができる。

⑤県が実施する業務

本事業のうち県が実施するものは、以下のとおりである。

ア 設計・建設業務

（ア）補助金等申請業務

イ 開館準備業務

（ア）事務所及び収蔵品等移転業務

（イ）展覧会準備業務

ウ 維持管理業務

（ア）清掃業務（収蔵庫内）

（イ）環境衛生管理業務

エ 運営業務

（ア）美術館運営業務

- ・ 美術品等の収集・保存
- ・ 常設展示
- ・ 企画展示

- ・ 教育普及
- ・ 県内他館連携

⑥事業者の収入

本事業における事業者の収入は、以下のとおりである。なお、詳細については、入札説明書等において示すこととする。

ア 県からのサービス対価

県は、事業者との間で締結する事業契約に従い、事業者が提供したサービスの対価としてサービス購入料を支払う。サービス購入料の構成は以下のとおりである。

(ア) 施設整備の対価

本施設の整備に要する費用及び県が分割して支払うことに伴う割賦利息等の合計額で、事業契約において予め定める額を割賦方式により、県への本施設引渡し後、事業者を支払う。なお、県は、施設整備の対価の一部に国の補助金を活用することを想定しており、これらの収入においては、施設引渡し時に一括して事業者を支払うことを予定している。

(イ) 開館準備の対価

本施設の開館準備に要する費用で、事業契約において予め定める額を本施設の供用開始後に一括して事業者を支払う。ただし、維持管理業務に係る対価については、県への本施設引渡し後、事業期間終了までの間、各年度において四半期ごとに支払うことを想定している。

(ウ) 維持管理及び運営の対価

本施設の維持管理及び運営に要する費用について、事業者の提案金額を基に、県と事業者との間で締結する事業契約に定める額であり、県への本施設引渡し後、事業期間終了までの間、各年度において四半期ごとに支払うことを想定している。

イ 利用者から得る収入

(ア) 美術館の入館料収入、展示室・貸室使用料及び手数料

※県は、事業者を本施設の指定管理者に指定し、利用料金は直接、事業者の収入とすることを想定している。その場合の利用料金については、県が条例で定める利用料金額を標準として、県の承認を得て指定管理者が定めることを想定している。

(イ) 美術館のミュージアムショップ、飲食施設の事業収入

(ウ) 県が事業者に販売を委託する図録、所蔵作品に係る商品等に係る販売手数料

(エ) 広報物やホームページを活用した広告料収入、集客イベントの実施に伴う参加費等収入、若しくは事業者の独自提案に基づいて得られた収入（任意事業）

(オ) 県は、事業者が提供する本事業のサービスが県の要求水準を満たしていない場合に、基本的にサービス対価を減額するものとする。

⑦県の収入

(ア) 図録、所蔵作品に係る商品の販売による収入（販売は事業者へ委託）

(イ) 事業者が運営するミュージアムショップ、飲食施設等の各賃料は、鳥取県行政財産使用料条例による使用料を事業者が県に支払う。

⑧遵守すべき法制度等

事業者は、本事業を実施するにあたり関係法令等（法律、政令、省令等）及び県の条例等（条例、規則、告示、訓令等）を遵守すること。

⑨事業スケジュール（予定）

事業スケジュールは、概ね以下のとおりである。

事業契約の締結	2020 年 3 月
美術館の完成引渡	2024 年 3 月
開館（供用開始）	2025 年 3 月
事業期間	事業契約締結日～ 2040 年 3 月
設計期間（約 1.5 年）	事業契約締結日～ 2021 年 9 月
建設期間（約 2.5 年）	2021 年 10 月 ～ 2024 年 3 月
開館準備期間	2024 年 3 月 ～ 供用開始日
維持管理期間	完成引渡日 ～ 2040 年 3 月
運営期間	供用開始日 ～ 2040 年 3 月

⑩事業期間終了時の措置

事業期間の終了時に、事業者は、美術館を入札説明書等を示す良好な状態で引き継ぐものとする。

⑪実施方針の変更

実施方針公表後における民間事業者からの意見を踏まえ、特定事業の選定までに、実施方針の内容を見直し、実施方針の変更を行うことがある。なお、変更を行った場合には、速やかにその内容を県ホームページにおいて公表する。

2. 特定事業の選定及び公表

(1) 特定事業選定の基本的考え方

県は、本事業を PFI 事業として実施することにより、事業期間全体を通じた県の財政負担の縮減やサービスの向上が図られ、効率的かつ効果的に実施できると判断したときは、PFI 法第 7 条に基づく特定事業として選定する。

(2) 効果等の評価

県の財政負担見込額の算定については、事業者からの税収その他の収入等の適切な調整を行い、将来の費用と見込まれる財政負担の総額を算出し、これを現在価値に換算することにより評価を行う。サービスの水準については、できる限り定量的に行うこととするが、定量化が困難な場合は、客観性を確保した上で定性的な評価を行う。

(3) 選定結果の公表

本事業を特定事業と選定した場合は、その判断の結果を評価の内容と併せ、速やかに公表する。また、事業の実施可能性についての客観的な評価の結果等に基づき、特定事業の選定を行わないこととしたときも同様に公表する。

Ⅱ. 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項

1. 敷地に関する各種法規制等

敷地の主な前提条件は、以下のとおりである。

(1) 事業用地

鳥取県倉吉市駄経寺町 2-3-4 外

(2) 地域地区

商業地域・準防火地域

(3) 土地の所有

倉吉市（建設工事着工時までに県が倉吉市から取得し、県有地となる予定である。）

(4) 敷地面積

約 20,000 m²

(5) 法定建ぺい率

80%

(6) 法定容積率

400%

2. 施設要件

美術館の要件等の詳細については、要求水準書（案）において示すとおりである。

Ⅲ. 事業者の募集及び選定に関する事項

1. 募集及び選定の方法

本事業では、設計・建設、開館準備、維持管理及び運営の各業務を通じて、事業者の広範囲かつ高度な能力やノウハウと効率的かつ効果的な事業実施が求められることから、事業者の選定は、入札価格に加え、施設や設備の性能、維持管理及び運営における業務遂行能力、事業計画の妥当性等を総合的に評価する総合評価一般競争入札方式により行うものとする。

なお、本事業は WTO 政府調達協定の対象となり、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成 7 年政令第 372 号)が適用される予定である。

また、本事業では、事業者と連携しながら基本計画の実現を目指すことから、事業者の選定に際しても、事業者の広範囲かつ高度な能力やノウハウを期待するところである。したがって、県の想定を超えて積極的な提案を行う者については、基本計画の実現可能性を踏まえたうえで評価していく方針である。

2. 事業者の選定方法

本事業の事業者の選定は、以下のとおり実施することを予定している。なお、詳細については入札説明書等で示すこととする。

(1) 審査会の設置

事業者提案にかかる専門的かつ客観的な視点からの検討等を行うため、審査会を設置する。なお、委員の構成は、以下のとおりである。

	氏名	役職等
委員長	林田 英樹	日本工芸会理事長、元・文化庁長官、元・基本構想検討委員会会長、元・基本計画策定アドバイザー委員会座長
委員	衣笠 幸雄	TBS テレビ社長室顧問、前・TBS サービス社長、元・基本構想検討委員会委員
委員	山梨 俊夫	国立国際美術館館長、前・神奈川県立近代美術館館長
委員	佐治 ゆかり	郡山市立美術館館長、美術館連絡協議会理事
委員	光多 長温	公益財団法人都市化研究公室理事長、元・鳥取大学地域学部教授
委員	堀越 英嗣	芝浦工業大学建築学部長、堀越英嗣 ARCHITECT 5 代表、元・鳥取環境大学教授
委員	遠藤 由美子	公立鳥取環境大学副学長・環境学部教授(建築)
委員	根鈴 智津子	倉吉市教育委員会事務局文化財課長
委員	池上 祥子	鳥取県地域振興部文化振興監兼文化政策課長

(2) 事業者選定の手順

①競争参加資格の確認

競争参加資格の確認は、県が入札説明書等に示す参加資格要件に基づき実施する。

②入札提案書類の確認

県は、入札参加者に求めた入札提案に関する提案書類がすべて揃っていることを確認する。

③入札価格の確認

県は、入札書に記載された入札価格が予定価格を超えてないことを確認する。

④基礎審査

県は、事業提案内容がすべての要求水準を満たしていることを確認する。

⑤県民参加型公開プレゼンテーション

県民参加型の公開プレゼンテーションを実施する。

⑥加点審査・価格審査による総合評価及び最優秀提案の選定

審査会は、落札者決定基準に従い、加点審査及び価格審査行い、加点審査点及び価格審査点の合計点を総合評価点とし、総合評価点の最も高い提案を最優秀提案として選定する。

(3) 落札者の決定

県は、審査会の意見を踏まえ、落札者を決定する。

3. 募集及び選定スケジュール

本事業における事業者の選定は、以下のスケジュールで行うことを予定している。なお、詳細については入札説明書等で示すこととする。

日程	スケジュール
平成 31 年 3 月	実施方針、要求水準書（案）の公表
平成 31 年 3 ～ 4 月	実施方針等説明会の開催
2019 年 後半	特定事業の選定・公表
2019 年 後半	入札公告、入札説明書等の公表、説明会の実施
2019 年 ～ 2020 年前半	提案審査書類の提出
2020 年 2020 年前半	落札者の決定
2020 年 2020 年前半	事業契約の締結

4. 募集及び選定等の手続き

事業者の募集及び選定等の手続きを以下のとおり行う。詳細については、入札説明書等において示すこととする。

(1) 実施方針等説明会の開催

実施方針等に関する説明会を以下のとおり開催し、事業の内容、募集及び選定に関する事項等について県の考え方の説明を行う。

説明会日時	平成 31 年●月●日
説明会会場	●●
連絡先	●●
参加申込期限	未定
参加申込方法	未定
申込先	未定
留意事項	未定

(2) 実施方針等に関する質問・意見の受付

実施方針及び要求水準書（案）に関する質問・意見を以下のとおり受け付ける。

①受付期限

平成 31（2019）年●月●日（●）まで

②受付方法

実施方針等に関する質問書兼意見書（様式●）に記入の上、下記提出先まで、原則として、電子メールでのファイル添付により提出すること。

【書類様式】下記のホームページに掲載される指定様式を用いること。

＜鳥取県ホームページ＞：<https://www.pref.tottori.lg.jp/artmuseum/>

【提出先】 本事業のアドバイザー業務委託先（PwC アドバイザリー合同会社）

＜メールアドレス＞：JP_Adv_Tottori_museum@pwc.com

【提出期間】平成 31 年●月●日（●）から平成●年●月●日（●）17：00 まで

③公表

受け付けた質問、意見に対する回答は、平成 31 年●月●日頃を目途に、県ホームページにおいて公表する。

(3) 入札公告、入札説明書等の公表

本事業を特定事業として選定した場合は、入札説明書等を、県ホームページにおいて公表する。

(4) 入札説明書等に関する質問の受付・回答

入札説明書等に記載の内容について質問を受け付ける。質問に対する回答は、質問者の特殊な技術、ノウハウ等に係り、質問者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、県ホームページにおいて公表する。

(5) 参加資格確認書類の受付及び確認結果の通知

本事業への参加資格確認書類を受け付ける。確認結果は速やかに通知する

(6) 競争的対話の実施

競争的対話における事業者からの質問に対する回答は、事業者の特殊な技術、ノウハウ等に係り、民間事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、県ホームページにおいて公表する。

(7) 提案書類の受付

資格審査通過者に対し、提案審査書類の提出を求める。

(8) 落札者の決定・公表

審査結果及び落札者については、速やかに入札参加者に通知するとともに公表する。なお、事業者の募集、審査及び選定において、入札参加者がいない等の理由により、本事業をPFI事業として実施することが適当でないと判断した場合には、特定事業の選定を取り消すこととし、この旨を速やかに公表する。

(9) 基本協定の締結

県と落札者は、入札説明書等及び提案審査書類に基づき基本協定を締結する。この基本協定の締結により、落札者を事業予定者とする。

(10) 事業契約の締結

県と事業予定者は、基本協定に基づいて事業実施の詳細条件を協議、調整し、事業予定者が本事業を実施するために設立した特別目的会社と事業契約を締結する。

(11) 直接協定の締結

金融機関等からの融資がある場合は、県と融資予定者が、事業契約及び融資契約の内容を踏まえ、直接協定（ダイレクト・アグリーメント）について協議・調整し、締結することがある。

5. 入札参加者の構成

(1) 入札参加者の構成と定義

入札参加者は、本事業を実施するために必要な能力を備えた法人（以下に定義する構成員及び協力企業）で構成されるグループとする。

なお、構成員以外の者が特別目的会社の出資者になることは可能であるが、当該出資者による出資比率は、全事業期間において出資額全体の50%未満とする。

(2) 構成員等の明示

入札に参加しようとする企業等は、入札参加資格審査書類の提出時に、構成員及び協力企業を明示するものとする。また、構成員の中で、応募手続きを行い、かつ県との対応窓口となる1法人である代表企業についても明示しなければならない。

(3) 複数業務の実施

入札参加者の構成員又は協力企業が複数の業務を兼ねて実施することは妨げないが、建設業務と工事監理業務を同一の者又は資本面若しくは人事面において密接な関連のある者が兼ねてはならない。

なお、「資本面において密接な関連のある者」とは、当該企業の発行済株式総数の 100 分の 50 を超える議決権を有し、又はその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資をしている者をいい、「人事面において密接な関連のある者」とは、当該企業の役員を兼ねている場合をいう（以下同じ。）。

（４）複数応募の禁止

入札参加者の構成員及び協力企業は、他の入札参加者の構成員及び協力企業になることはできない。また、各業務を担当する企業及び同企業と資本面又は人事面において密接な関連のある者についても、他の入札参加者の構成員又は協力企業になることはできない。

なお、県が事業予定者との事業契約を締結後、選定されなかった入札参加者の構成員又は協力企業が、事業者の業務等を受託することは可能とする。

（５）入札参加者の変更及び追加

入札参加資格審査書類において明示が義務付けられている者の変更及び追加は、６（３）など県がやむを得ないと認めた場合を除き、原則として認めない。

６．入札参加者の備えるべき参加資格要件

入札参加者の構成員及び協力企業は、以下の（１）及び（２）で規定する参加資格要件を、参加資格確認基準日に満たしていなければならず、当該要件を満たしていない入札参加者の応募は認めないものとする。

また、入札参加資格審査書類に虚偽の記載をした者の入札は無効とする。

なお、審査会の設置後、本事業について審査会の委員に接触を試みた者については、入札参加資格を失うものとする。

（１）共通の参加資格要件

- ① 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当する者でないこと。
- ② 入札公告以降いずれの日においても、鳥取県建設工事等入札参加資格者資格停止要綱（平成 28 年 3 月 24 日付第 201500184856 号県土整備部長通知）に基づく資格停止措置を受けておらず、かつ、同要綱に規定する資格停止の要件に該当しないものであること。
- ③ 入札公告以降いずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成 7 年 7 月 17 日付第 157 号）第 3 条第 1 項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。
- ④ 入札公告以降いずれの日においても、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。
- ⑤ 入札公告以降いずれの日においても、手形交換所において手形若しくは小切手の不渡りを出した事実又は銀行若しくは主要取引先から取引停止等を受けた事実がある者でないこと。
- ⑥ 鳥取県の行政事務からの暴力団の排除に関する要綱（平成 22 年 3 月 19 日付第 200900193250 号総務部長通知）第 3 条に基づく排除措置対象者でないこと。
- ⑦ 国税及び地方税（地方消費税及び鳥取県の県税に限る。）に未納付額がないこと。
- ⑧ PFI 法第 9 条に定めのある、特定事業を実施する事業者の欠格事由に該当しない者であること。
- ⑨ 本事業についてアドバイザー業務を委託した以下の者及びその協力関係にある以下の者と資本面若しくは人事面において密接な関連がある者でないこと。

- ・PwC アドバイザリー合同会社
- ・株式会社昭和設計
- ・アンダーソン・毛利・友常法律事務所

⑩⑨に定める者を本事業の選定に関連するアドバイザーに起用していないこと。

⑪審査会委員又は委員が属する企業と資本面又は人事面において密接な関連がある者でないこと。

(2) 個別の参加資格要件

入札参加者の構成員及び協力企業のうち、以下①から⑤の業務にあたる者は、それぞれ以下に掲げる各要件を満たすこと。なお、複数の要件を満たす者は当該複数業務を実施することができる。ただし、建設業務にあたる者及びその関連会社が、工事監理業務を行うことはできないものとする。

①設計業務を行う者

設計業務を行う者は、以下に示す要件について、いずれにも該当すること。なお、複数の者で実施する場合は、イの要件はすべての者でいずれにも該当し、ア、ウの要件は1社以上が該当すること。

ア 平成●年鳥取県告示第●号（測量等業務の契約に係る一般競争入札等に参加する者に必要な資格等）に基づく入札参加資格のうち、建築関係建設コンサルタント業務の建築設計に係るものを有する者又は同等の資格を有する者として発注者の確認を得たもの。

イ 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定により、一級建築事務所の登録の受けた者であること。

ウ 延床面積2,000㎡以上の、国公立の美術館、博物館法（昭和26年法律第285号）第2条第1項に定める登録博物館若しくは同法第29条に定める博物館相当施設・ホール・劇場・音楽堂・図書館の新築又は増築（増築にあつては、増築部分の面積）にかかる設計業務の実績があること（2019年●月●日までに、設計業務が完了している実績に限る。）。なお、日本国以外の国または地域に所在する美術館の設計業務も含む）。

②工事監理業務を行う者

工事監理業務を行う者は、以下に示す要件について、いずれにも該当すること。なお、複数の者で実施する場合は、イの要件はすべての者でいずれにも該当し、アの要件は1社以上が該当すること。

ア 平成●年鳥取県告示第●号（測量等業務の契約に係る一般競争入札等に参加する者に必要な資格等）に基づく入札参加資格のうち、建築関係建設コンサルタント業務の建築設計に係るものを有する者又は同等の資格を有する者として発注者の確認を得たもの。

イ 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定により、一級建築事務所の登録の受けた者であること。

③建設業務を行う者

建設業務を行う者は、以下に示す要件について、いずれにも該当すること。なお、複数の者で実施する場合は、以下に示すイ、ウの要件はすべての者でいずれにも該当し、ア、エ及びオの要件は1者以上が該当すること。

- ア 平成●年鳥取県告示第●号（建設工事の一般競争入札に参加する者に必要な資格等）に基づく建築一般に係る一般競争入札参加資格を有している者又は平成●年●月●日までに有する見込みのある者であること。
- イ 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定による特定建設業の許可を受けた者であること。
- ウ 上記イの建設工事の種類に応じて、建設業法第27条の23第1項に定める経営事項審査における直近かつ有効な総合評定値がそれぞれ下記区分のいずれかを満たすこと。

建設工事の種類	総合評価値
建築一般	1,000点以上
電気工事	790点以上
管工事	790点以上
上記以外の工事	—

- エ 建設業法第3条第1項の規定により、建築一式工事につき特定建設業の許可を受けたものであり、かつ、建設業法第27条の23第1項に定める経営事項審査において、直近かつ有効な建築一式の総合評定値が1,250点以上であること。
- オ 延床面積2,000㎡以上の、国公立の美術館、博物館法（昭和26年法律第285号）第2条第1項に定める登録博物館若しくは同法第29条に定める博物館相当施設・ホール・劇場・音楽堂・図書館の新築又は増築（増築にあつては、増築部分の面積）にかかる建設業務の実績があること（2019年●月●日までに、建設業務が完了している実績に限る。）。

④維持管理業務を行う者

維持管理業務を行う者は、以下に示す要件について、いずれにも該当すること。なお、複数の者で実施する場合は1社以上が該当すること。

- ア 平成●年度「鳥取県競争入札参加資格者名簿」に登載されていること。
- イ 5,000㎡以上の施設の維持管理業務において、指定管理、業務委託等の形態により、単独企業又はコンソーシアムの構成員としての実績を有していること。

⑤運営業務を行う者

運営業務を行う者は、以下に示す要件について、いずれにも該当すること。なお、複数の者で実施する場合は1社以上が該当すること。

- ア 平成●年度「鳥取県競争入札参加資格者名簿」に登載されていること。
- イ 平成21年以降に、国公立の美術館、博物館法（昭和26年法律第285号）第2条第1項に定める登録博物館若しくは同法第29条に定める博物館相当施設、又は5,000㎡以

上のホール・劇場・音楽堂・図書館の運営業務において、指定管理、業務委託等の形態により、単独企業、コンソーシアムの構成員又はコンソーシアムから委託を受ける企業（以下「協力企業」という。）としての実績を有していること。

（３）参加資格要件の喪失

入札参加者が、参加資格確認基準日から落札者決定までの間に、参加資格要件を満たさなくなった場合は、原則として当該入札参加者の参加資格を取り消すものとする。

ただし、以下の場合においても記載の要件を満たした場合は引き続き有効とする。

①参加資格確認基準日から提案審査書類提出日の前日までに参加資格を喪失した場合

以下「応募法人」のうち、１ないし複数の法人が参加資格を喪失した場合において、参加資格を喪失しなかった法人（以下「残存法人」という。）のみ又は参加資格を喪失した法人（以下「喪失法人」という。）と同等の能力・実績を持つ新たな法人を構成員又は協力企業として加えたうえで、入札参加者の再編成を県に申請し、提案審査書類の提出日までに県が認めた場合。

ただし、残存法人のみで入札参加者の再編成を県に申請する場合は、当該残存法人のみで入札広告に定める入札参加者の参加資格要件を満たしていることが必要である。

なお、当該申請では、喪失法人が行う予定であった業務を代替する法人の特定や、喪失法人が代表企業であった場合の新たな代表企業の特定も行うこととする。

②提案審査書類提出日から落札者決定日までに参加資格を喪失した場合

上記①と同様とする（なお、「提案書の提出日までに県が認めた場合」は、「落札者決定日までに県が認めた場合」に読み替える。）。ただし、応募法人のうち、代表企業が参加資格要件を喪失した場合は、当該入札参加者の参加資格を取り消すものとする。

７．特別目的会社の設立等

- （１）事業予定者は、仮契約締結までに会社法（平成 17 年法第 86 号）に定める株式会社として特別目的会社を設立し、構成員は、当該会社に対して出資するものとする。構成員全体の出資比率の合計は、発行済株式の総数の 50%を超えるものとし、かつ代表企業は最大出資者になるものとする。なお、特別目的会社は、鳥取県内に設立するものとする。
- （２）特別目的会社は、その資本金が本事業を安定的に実施するのに十分な額である閉鎖会社であり、取締役会、監査役及び会計監査人を設置する株式会社でなくてはならない。
- （３）特別目的会社は、県の事前の書面による承諾がある場合を除き、本事業以外の事業を兼業することはできない。
- （４）特別目的会社の株式については、事業契約が終了するまで、県の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定その他の一切の処分を行ってはならない。ただし、建設期間終了後における構成員間の譲渡（出資比率の変更）については、県の事前の承諾をもって認めるものとする。

8. 提案書類の取扱い

(1) 著作権

提案書類の著作権は、当該提案を作成した、本事業への参加を希望する者に帰属する。ただし、本事業において公表等が必要と認めるときは、県は、事前に、当該提案を作成した、本事業への参加を希望する者と協議した上で、提案書類の全部又は一部を無償で使用できるものとする。

また、契約に至らなかった入札参加者の提案については、県による事業者選定過程等の説明以外の目的には使用しないものとする。

(2) 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、原則として提案事業者が負うこととする。

Ⅳ. 事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

1. リスク分担の方法

(1) リスク分担の基本的な考え方

本事業においては、最も適切にリスクを管理することのできる者が当該リスクを担当するとの考え方に基づき、県と事業者が適正にリスクを分担することを基本とする。

したがって、事業者の担当する業務に係るリスクについては、基本的には事業者が負うものとする。ただし、県が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、県がそのすべて又は一部を負うこととする。

(2) 予想されるリスクと責任分担

県と事業者とのリスク分担は、原則として別紙2によることとする。具体的内容については、実施方針に対する意見等の結果を踏まえ、入札説明書等において示し、詳細については事業契約において定めるものとする。

(3) リスクが顕在化した場合の費用負担の方法

県又は事業者のいずれかが責任を負うべきとしたリスクが顕在化した場合に生じる費用は、原則としてその責任を負う者が全額負担するものとする。また、県及び事業者が分担して責任を負うべきとしたリスクが顕在化した場合に生じる費用の負担方法については、入札説明書等において示し、詳細については事業契約において定めるものとする。

2. 業務品質の確保

(1) 提供されるサービスの水準

本事業において実施する業務のサービス水準は、今後公表する要求水準書（案）において提示する。

(2) 事業者による業務品質の確保

事業者は、業務のサービス水準を維持改善するよう、事業者自ら、業務のマネジメント及びセルフモニタリングを実施する。詳細については、今後公表する要求水準書（案）において示す。

(3) 事業の実施状況のモニタリング

県は、事業者が実施する設計・建設、開館準備、維持管理及び運営の各業務についてモニタリングを行う。その方法及び内容等については、入札説明書等において示し、詳細については事業契約において定めるものとする。

(4) モニタリング結果に対する措置

県は、モニタリングの結果、事業者が実施する設計・建設、開館準備、維持管理及び運営の水準が県の要求水準を満たしていないことが判明した場合、改善勧告やサービスの対価の減額等の措置を行う。

V. 事業契約又は協定の解釈について疑義が生じた場合の措置に関する事項

1. 疑義対応

事業契約の解釈について疑義が生じた場合は、県と事業者は誠意を持って協議するものとし、協議が調わない場合は、事業契約に規定する具体的措置に従う。

2. 紛争処理機関

事業契約に関する紛争については、鳥取地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

VI. 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

1. 事業の継続に関する基本的考え方

事業の継続が困難となる事由が発生した場合は、事業契約で定める事由ごとに、県及び事業者の責任に応じて、必要な修復その他の措置を講じることとする。

2. 事業の継続が困難となった場合の措置

本事業の継続が困難となった場合には、その発生事由ごとに事業契約の定めにより、次の措置をとるものとする。ただし、いずれの場合においても、事業者は、事業契約の定めるところにより、県の指定する第三者に対する引継ぎが完了するまでの間、自らの責任で本事業を継続するものとする。

(1) 事業者の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難となった場合

事業者の財務状況が著しく悪化し、その結果、事業契約に基づく本事業の継続的履行が困難と合理的に考えられる場合、モニタリングに基づく改善指示を受けたにもかかわらず、一定期間の間に是正が認められない場合、その他 PFI 法第 29 条第 1 項第 1 号のいずれかに該当した場合には、県は、事業契約を解除することができるものとする。

その場合において、事業者は、県に対して、事業契約に定める違約金を支払うとともに、通常生ずべき損失を補償しなければならないものとする。

(2) 県の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難となった場合

県において、他の公共の用途に供すること、その他の理由に基づく公益上やむを得ない必要が生じた場合には、県は、事業者に対し、6 か月以上前に通知することにより、事業契約を解除することができるものとする。

その場合において、県は、事業者に対し通常生ずべき損失を補償するものとする。

また、事業者は、県の責めに帰すべき事由により、一定期間、県が事業契約上の重大な義務を履行しない場合、又は事業契約の履行が不能となった場合等、事業契約に定める一定の事由が生じたときは、事業契約を解除することができる。

その場合において、県は、事業者に対し通常生ずべき損失を補償するものとする。

(3) 不可抗力等により本事業の継続が困難となった場合

不可抗力、特定の法令変更等により、本事業の継続が困難となった場合には、県又は事業者は、事業契約を解除することができる。

この場合において、相手方に生じた損失の補償については、事業契約に基づき、県及び事業者が協議して定めるものとする。

(4) その他

その他、事業の継続が困難となった場合の措置の詳細は、事業契約に定める。

Ⅶ. 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援等に関する事項

1. 法制上及び税制上の措置

事業者が本事業を実施するに当たり、法令の改正等により、法制上又は税制上の措置が適用されることとなる場合は、それによるものとする。

2. 財政上及び金融上の支援

財政上及び金融上の提案については、当該提案を作成した、本事業への参加を希望する者が自らのリスクで実行することとし、県は事業者に対する補助、出資等の支援は行わない。

3. 機構の出融資の取扱いについて

本事業は、機構の出融資制度の対象事業であり、本事業への参加を希望する者は応募に際し、自らの責任において当該出融資を利用することを前提として応募することができる。

この場合において、本事業への参加を希望する者が、機構による事業者への出資及び議決権の取得を計画するとき、機構は、当該本事業への参加を希望する者の構成企業に該当しないものとし、応募グループ間の重複参加を認めるものとする。

なお、県は、機構の出融資を確約するものではなく、機構の出融資の詳細、条件等については、民間事業者が応募に際して、直接、機構に問い合わせを行うものとする。

(連絡先) 株式会社民間資金等活用事業推進機構
電話番号(代表) 03-6256-0071

4. その他の支援に関する事項

県は、事業者が本事業の実施に必要な許認可等を取得する場合、可能な範囲で必要な協力を行うものとする。

Ⅷ. その他特定事業の実施に関し必要な事項

1. 本事業において使用する言語、通貨単位等

本事業において使用する言語は日本語、単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

2. 応募等に関する費用負担

応募等に関する費用については、すべて提案者の負担とする。

3. 情報公開及び情報提供

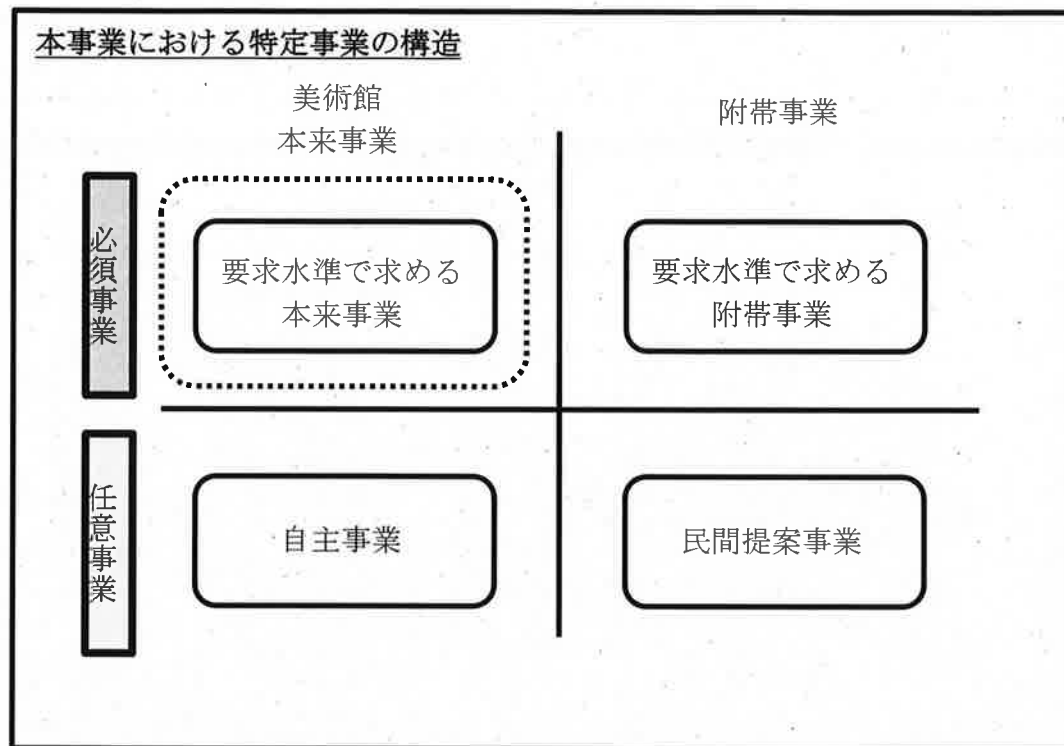
本事業に関する情報は、適宜、県ホームページにおいて公表する。

4. 問い合わせ先

場 所：鳥取県立博物館美術館整備準備室
住 所：〒680-0011 鳥取県鳥取市東町2丁目124
電 話：0857-26-8042
F A X：0857-26-8041
電子メール：hakubutsukan@pref.tottori.lg.jp

別紙1. 本事業における特定事業の構造

本事業における特定事業の構造は以下のとおりである。



：サービス対価算定の範囲

別紙2. リスク分担表（案）

1. 共通

No.	リスク項目	リスクの内容	負担者	
			県	事業者
1	入札説明書リスク	入札説明書等の誤り、提示漏れによるもの	○	
2	入札リスク	入札費用の負担に関するもの		○
3	契約締結リスク	県の責めにより契約締結が遅延、中止となる場合	○	
4		事業者の責めにより契約締結が遅延、中止となる場合		○
5		不可抗力など、上記以外の理由により契約締結が遅延、中止となる場合	△	△
6	政策転換リスク	県の政策変更による事業への影響（事業の中断・中止、事業範囲の変更、縮小、拡大など）に関するもの	○	
7	住民対応リスク	本事業そのものに関する住民反対運動、訴訟、要望への対応に関するもの	○	
8		上記以外の理由による住民反対運動、訴訟、要望、苦情への対応に関するもの		○
9	法令変更リスク	本事業に直接関係する法令等の変更、新たな規制立法の成立等に関するもの	○	
10		上記以外の法令の変更・新たな規制立法の成立等に関するもの	△	△
11	税制変更リスク	消費税及び地方消費税の範囲及び税率の変更に関するもの	○	
12		本事業に直接的影響を及ぼす税制の新設・変更に関するもの	○	
13		上記以外の税制変更に関するもの（法人税率の変更等）		○
14	許認可取得リスク	公共施設の管理者として県が取得すべき許認可の取得が遅延又は取得できなかった場合	○	
15		業務の実施に関して県が取得すべき以外の許認可の取得が遅延又は取得できなかった場合		○
16	債務不履行リスク	県の責に帰すべき事由による債務不履行に関するもの	○	
17		事業者の事業放棄、破綻に関するもの		○
18		法令変更により当初予定されていた業務の継続履行が困難となり債務不履行が生じる場合	○	
19		事業者の提供するサービスの品質が要求水準書の示す一定の水準を満たしていないことに関するもの		○
20	環境リスク	設計・建設・維持管理・運営上の環境への悪影響		○
21	第三者賠償リスク	県の責めに帰すべき事由（県の提示条件・指示に起因する損害）による賠償	○	
22		事業者の責めに帰すべき事由（設計・建設・維持管理）による損害の賠償		○
23	物価変動リスク	一定以上の急激な物価変動によるコストの変動に関するもの	△	△
24	金利リスク	基準金利確定前の金利変動に関するもの	○	
25		基準金利確定後の金利変動に関するもの		○
26	資金調達リスク	県が調達すべき資金の事業資金調達に失敗した場合	○	
27		事業者が調達すべき資金の事業資金調達に失敗した場合		○
28	不可抗力リスク	災害対策基本法に定める天災等によるもの	○	
29		戦争、内乱、外国の侵略、暴動、テロ、放射能汚染等の被害に関するもの	○	
30	知的財産権侵害リスク	本事業の実施に当たり第三者の知的財産権等を侵害し、又は事業者が作成した著作物等が第三者の知的財		○

No.	リスク項目	リスクの内容	負担者	
			県	事業者
		産者の知的財産権等を侵害した場合に、第三者に生じた損害の賠償		

2. 調査設計段階

No.	リスク項目	リスクの内容	負担者	
			県	事業者
31	測量・調査リスク	県が実施した測量、調査等に不備があった場合	○	
32		事業者が実施した測量、調査等に不備があった場合		○
33	設計変更リスク	県の指示又は県の責めに帰すべき事由による設計変更による費用の増大、計画遅延に関するもの	○	
34		事業者の提案内容の不備、変更による設計変更による費用の増大、計画遅延に関するもの		○
35	着工遅延リスク	事業者の責めに帰すべき事由によるもの		○
36		上記以外の要因によるもの	○	

3. 建設段階

No.	リスク項目	リスクの内容	負担者	
			県	事業者
37	地中障害物処理リスク	与条件として明示していない地中障害物の処理によるもの	○	
38		上記以外の場合地中障害物に関するもの		○
39	電波障害発生リスク	通常予見可能なもの	○	
40	完工遅延リスク	県の指示・変更による場合	○	
41		不可抗力もしくは埋蔵文化財による工事遅延の場合	○	
42		上記以外による完工遅延の場合		○
43	工事費増減リスク	県の指示による工事費の増減の場合	○	
44		県の指示以外による工事費増大の場合		○
45	性能リスク	要求水準に不適合の場合		○
46	一般的損害リスク	工事目的物・材料・他関連工事に関して生じた損害に関するもの		○
47	工事監理リスク	事業者が実施する工事監理の不備により工事内容・工期等に不具合が発生した場合		○
48	工法リスク	予見不可能な技術工法等の欠陥が生じた場合		○

4. 維持管理・運営段階

No.	リスク項目	リスクの内容	負担者	
			県	事業者
49	所蔵品管理リスク	地震等天災による場合	○	
50		所蔵品が、他館等への貸出によって館外にある場合に、県の責によって盗難・毀損した場合	○	
51		所蔵品が、他館等への貸出によって館外にある場合に、事業者の責によって盗難・毀損した場合		○
52		所蔵品が、運送業者・作業員等、県・事業者以外の責によって館外で盗難・毀損した場合	○	
53	預託品管理リスク	寄託・継続借用により一定期間管理している他の所有者の所蔵品が、地震等天災により自館の施設内で毀損した場合	○	
54		寄託・継続借用により一定期間管理している他の所有者の所蔵品が、自館の施設内で、県の責によって盗難・毀損した場合	○	

No.	リスク項目	リスクの内容	負担者	
			県	事業者
55	展示品管理 リスク	寄託・継続借用により一定期間管理している他の所有者の所蔵品が、自館の施設内で、事業者の責によって盗難・毀損した場合		○
56		寄託・継続借用により一定期間管理している他の所有者の所蔵品が、運送業者・作業員等、県・事業者以外の責によって自館の施設内で盗難・毀損した場合	○	
57		他館から借り受けて展示している展示品が、地震等天災により自館の施設内で毀損した場合	○	
58		他館から借り受けて展示している展示品が、自館の施設内で、県の責によって盗難・毀損した場合	○	
59		他館から借り受けて展示している展示品が、自館の施設内で、事業者の責によって盗難・毀損した場合		○
60		他館から借り受けて展示している展示品が、運送業者・作業員等、県・事業者以外の責によって自館の施設内で盗難・毀損した場合	○	
61	施設利用者変動 リスク	施設利用者数の変動による収入の増減に関するリスク（独立採算事業を除く）	○	△ ※1
62		施設利用者数の変動による支出の増減に関するリスク（独立採算事業を除く）	○	○
63		独立採算事業（レストラン及びミュージアムショップ等）の利用者数の変動による収入・支出の増減に関するリスク		○
64	利用者対応リスク	運営における利用者からの苦情、利用者間のトラブル等、利用者対応に関するもの		○
65	情報漏洩リスク	県の責に帰すべき個人情報や守秘義務情報の外部流出	○	
66		事業者の責に帰すべき個人情報や守秘義務情報の外部流出		○
67	自主事業リスク	要求水準書に記載された以外の事業者の自主事業の不振・事業計画不履行		○
68	施設瑕疵リスク	県が修繕・設置した施設・設備の瑕疵が、事業期間中に発見された場合	○	
69		事業者が修繕・設置した施設・設備の瑕疵が、事業期間中に発見された場合		○
70	施設・設備修繕 リスク	施設・設備の劣化に対して、県が実施すべき適切な改修等を実施しなかったことに起因する施設・設備の損傷	○	
71		施設・設備の劣化に対して、事業者が実施すべき適切な改修等を実施しなかったことに起因する施設・設備の損傷		○
72		要求水準に適合させるための改修工事実施及び費用の負担		○
73		修繕費が予想を上回った場合		○
74	維持管理リスク	県の指示による業務内容の変更による使用調整に起因するもの	○	
75		事業者の責に帰すべき事由による事業内容・用途の変更等に起因する維持管理費の増大に関するリスク		○
76		上記以外の要因によるもの（不可抗力、物価変動等、他のリスク分担項目に含まれるものを除く）	○	
77	施設及び什器・ 備品の損傷 リスク	施設改修時に第三者に損害を与える場合		○
78		第三者による施設及び什器・備品の損傷	△	△
79		什器・備品の瑕疵に起因する損傷		○
80		要求水準の不適合に関するもの（維持管理業務の内容が契約書に定める水準に達しない場合）		○
81	事故リスク	県が行う業務に関する事故等に起因するもの又は県の責めに帰すべき事由によるもの	○	
82		事業者が行う業務に関する事故等に起因するもの又は事業者の責めに帰すべき事由によるもの		○

No.	リスク項目	リスクの内容	負担者	
			県	事業者
83	技術革新リスク	想定しない技術革新に伴う施設・設備の陳腐化のうち、県の指示により発生する増加費用	○	
84		上記以外の技術革新等に伴う施設・設備の陳腐化により発生する増加費用		○

※1 必須事業であって、県が要求水準で求める美術館の本来事業の場合に適用する。

5. 事業の終了

No.	リスク項目	リスクの内容	負担者	
			県	事業者
85	事業の中途終了リスク	事業継続の必要性がないと県が判断する場合	○	
86		県の債務不履行に起因する事業者との契約解除	○	
87		事業者の債務不履行に起因する事業者との契約解除		○
88	引継ぎリスク	実施契約期間満了時の業務の引継ぎに関するリスク		○
89	施設の性能確保リスク	事業終了時における施設の性能確保に関するもの		○
90	移管手続リスク	事業の終了（移管）手続に関する諸費用の増加に関するもの及びSPCの精算手続に伴うもの		○

別紙 3. 利用料金の体系

現時点では、以下の内容を想定している。

		利用料金
入館料	常設展	県が定める鳥取県立美術館（仮称）条例による。
	企画展	内容に応じて展覧会ごとに別途設定する。
施設使用料	会議室等	県が定める鳥取県立美術館（仮称）条例による。
駐車場、駐輪場		無料

（参考）他館常設展入館料（単位：円）

所在地	館名	一般	大学生	高校生
鳥取県内	鳥取県立博物館	180	無料	無料
	倉吉博物館	210	100	100
	米子市美術館	320	無料	無料
	伯耆町立写真美術館	900	500	500
	日南町美術館	200	200	100
中国地方	島根県立美術館	300	200	無料
	島根県立石見美術館	300	200	無料
	岡山県立美術館	350	250	無料
	広島県立美術館	510	310	無料
	山口県立美術館	300	200	無料
	山口県立萩美術館・浦上記念館	300	200	無料
近年開館	秋田県立美術館	310	210	無料
	大分県立美術館	300	200	200
	富山県美術館	200	160	無料

別紙 4. 事業者として付保すべき保険の条件

1. 施設賠償責任保険

ア 保険種別

施設賠償責任保険（又は類似の機能を有する共済等を含む。以下同じ。）

イ 保険内容

本施設の使用、管理及び本施設内での事業遂行に伴う法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を担保する。なお、維持管理・運営期間中の他の保険と一体となった保険としても差し支えない。

ウ 付保条件

- ・担保範囲：本事業の契約対象となっているすべての施設を対象とする。
- ・保険期間：運営開始日から実施契約の終了日までの全期間とする。なお、1～3年程度の期間ごとに更新を行う場合でも良い。
- ・保険契約者：事業者
- ・被保険者：県、事業者、維持管理企業、運営企業及びそのすべての下請負者とする。
- ・事業者、維持管理企業及び運営企業（下請負者を含む。）とその他の被保険者相互間の交叉責任担保とする。
- ・保険金額：
対人：1億円／1名、10億円／1事故以上
対物：2,000万円／1事故以上

2. 第三者賠償責任保険

ア 保険種別

第三者賠償責任保険（又は類似の機能を有する共済等を含む。以下同じ。）

イ 保険内容

本施設の使用、管理の欠陥に起因して派生した第三者（県職員、来館者、通行者、近隣住民等を含む。）に対する対人及び対物賠償損害を担保する。なお、維持管理・運営期間中の他の保険と一体となった保険としても差し支えない。

ウ 付保条件

- ・担保範囲：本事業の契約対象となっているすべての施設を対象とする。
- ・保険期間：運営開始日から実施契約の終了日までの全期間とする。なお、1～3年程度の期間ごとに更新を行う場合も可能とする。
- ・保険契約者：事業者とする。
- ・被保険者：県、事業者、維持管理企業、運営企業及びそのすべての下請負者とする。
- ・事業者、維持管理企業及び運営企業（下請負者を含む。）とその他の被保険者相互間の交叉責任担保とする。
- ・保険金額：
対人：1億円／1名、10億円／1事故以上
対物：2,000万円／1事故以上